

令和7（2025）年度
みよし市下水道事業経営審議会
第1回



令和7（2025）年11月7日（金）

目次

1. 令和6年度決算状況報告

2. 前回審議会の振り返り

3. 令和7年度使用料改定後の状況【速報】

1. 令和6年度の決算状況

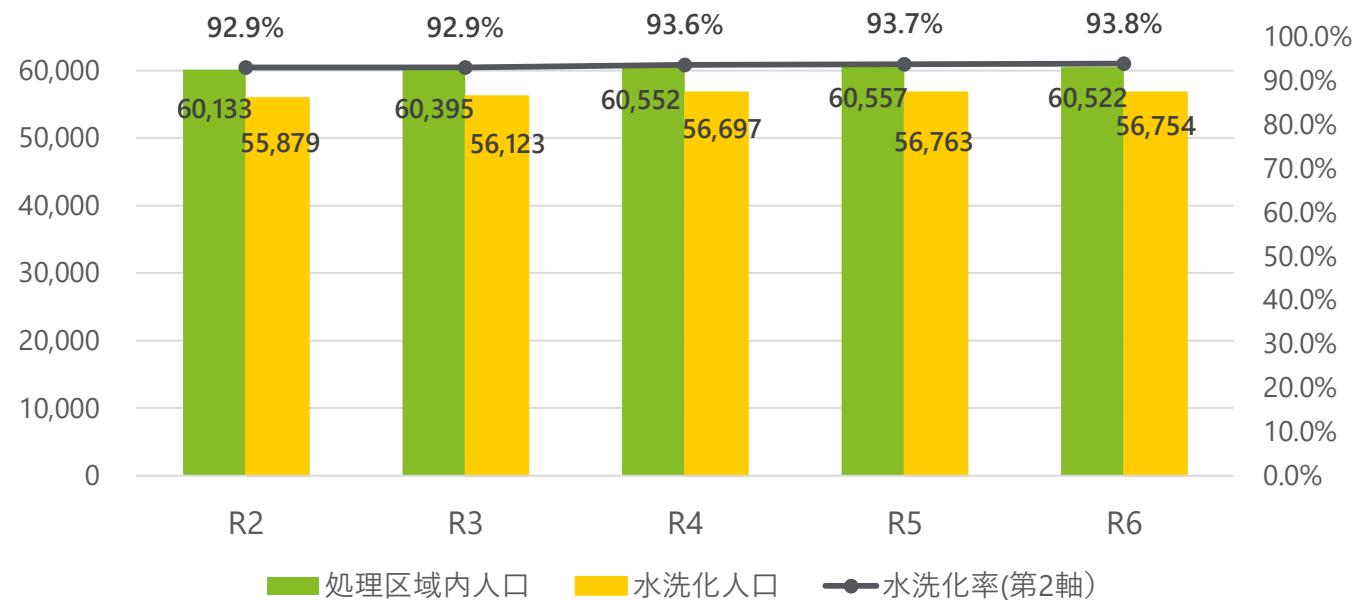
1. 令和6年度決算状況

1.1 みよし市の状況（1/2）

人口は、処理区域内人口・水洗化人口ともに、前年度と比較して減少しています。水洗化率も93.8%と高い水準にあり、今後大幅に水洗化人口が増加することは見込めない状況です。

単位：人

人口推移



	R2	R3	R4	R5	R6
住民基本台帳上の人口	61,236	61,218	61,375	61,380	61,345

(単位：人)

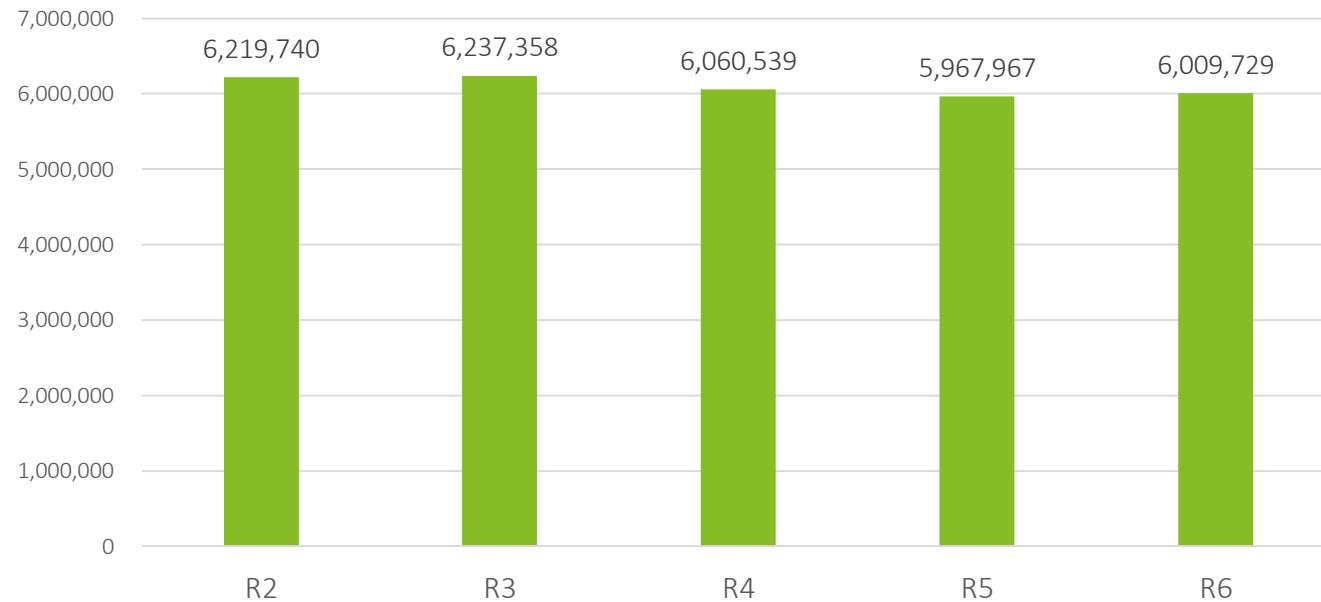
1. 令和6年度決算状況

1.2 みよし市の状況（2/2）

有収水量は、令和5年から令和6年にかけて微増となったものの、5年前の令和2年度と比較すると減少傾向にあります

単位：m³

有収水量

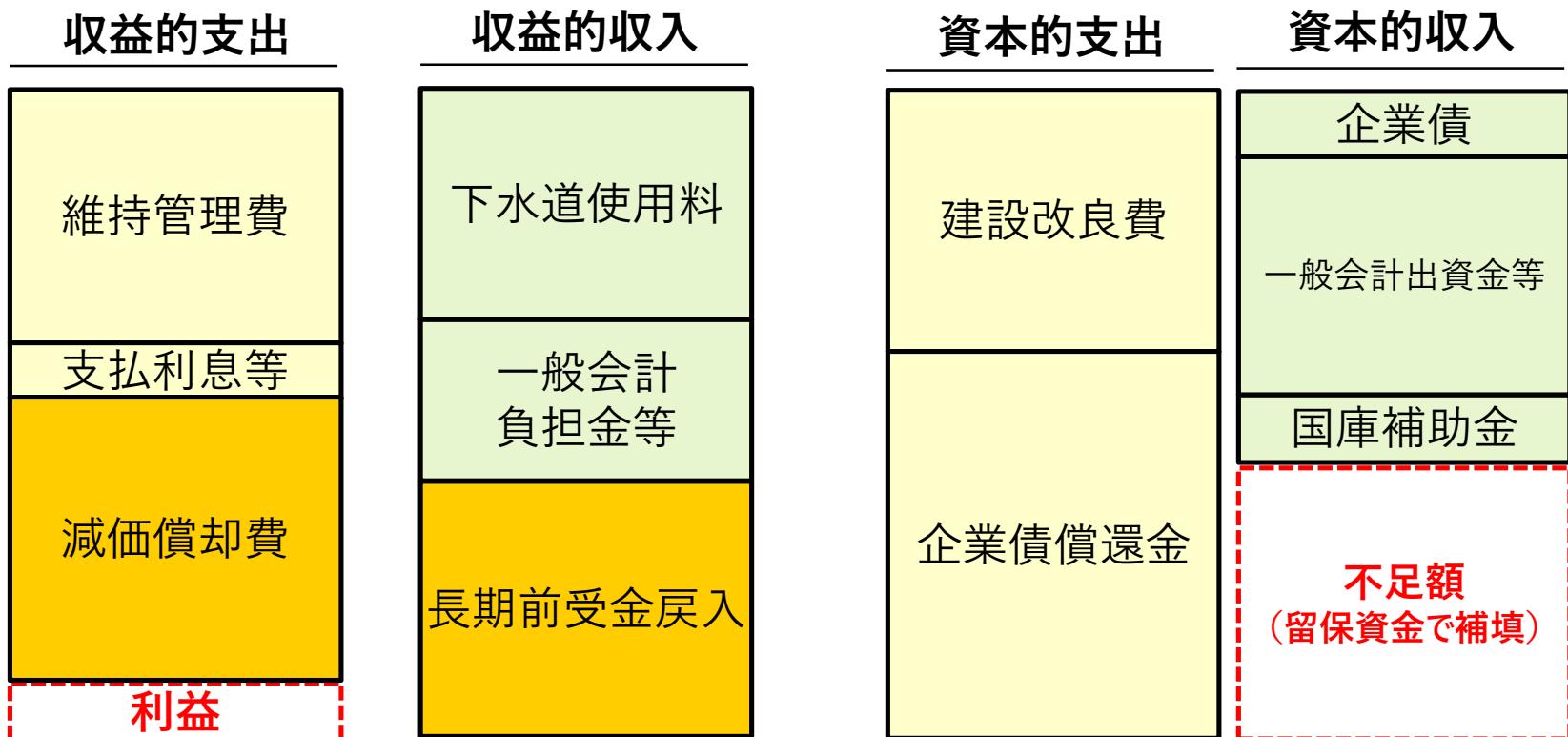


1. 令和6年度決算状況

1.3 下水道事業（公営企業）会計の説明

収益的収支：経営活動に伴って発生する収益と費用

資本的収支：建物や施設の建設に係る支出とそれに対する財源収入

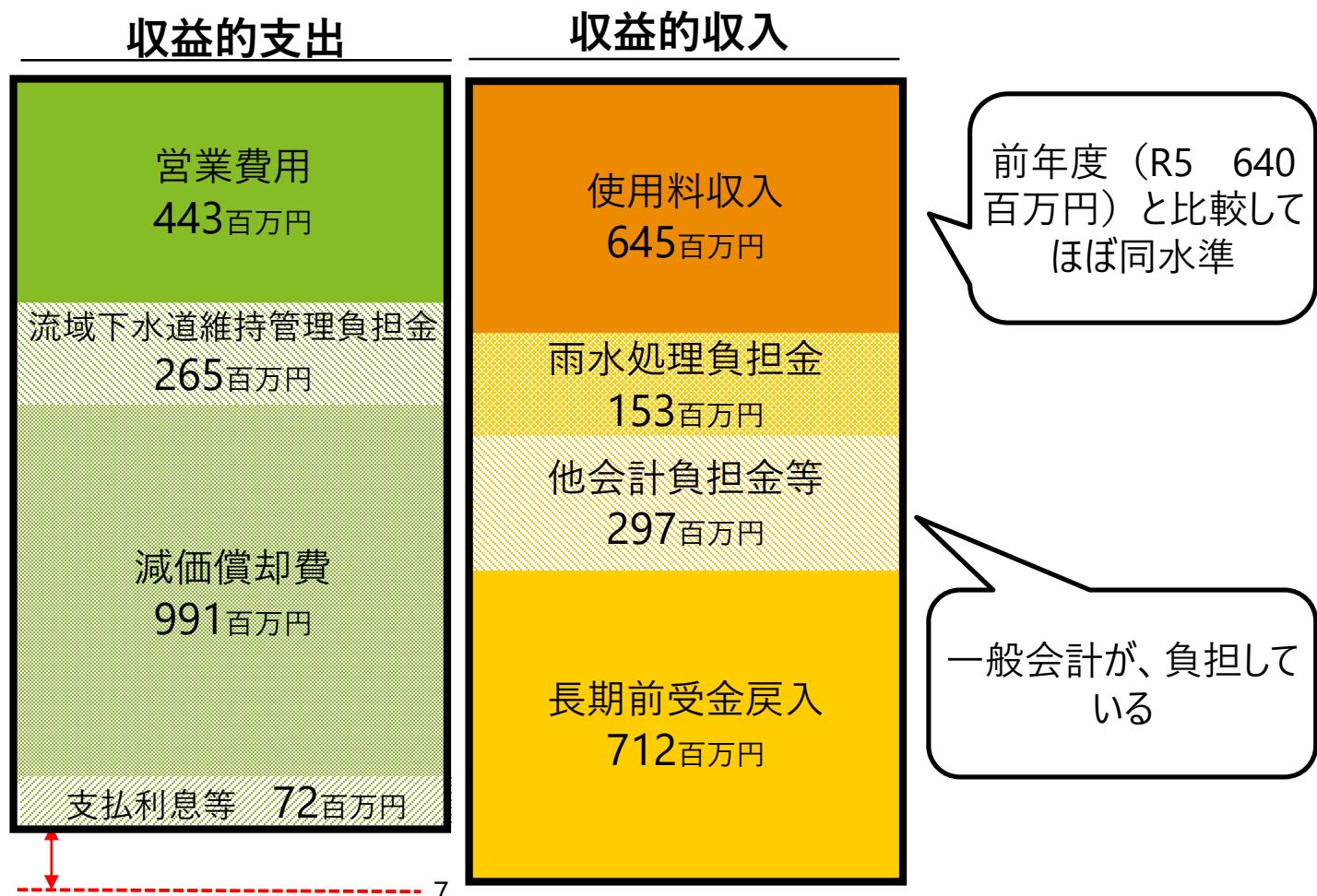


減価償却等の現金の支出を伴わない費用等から生じる資
金等を補填財源として、資本的収支の不足分に充てる

1. 令和6年度決算状況

1.4 収益的収支の状況（令和6年度）

下水道事業全体として、利益は34百万円計上されました。なお、使用料改定は、令和7年6月調定分からであり、令和6年度決算数値には影響がありません。



1. 令和6年度決算状況

1.5 過去5年度の推移（収益的収入）

使用料収入は、R5年度からやや微増となつたものの、過去の推移からみると減少傾向となつています

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
営業収入	769,407	776,187	754,475	781,426	797,515
使用料収入	666,591	673,997	651,181	640,399	644,835
雨水処理負担金等	102,816	102,190	103,294	141,027	152,680
営業外収入	1,017,948	914,453	919,212	1,002,401	1,009,141
他会計負担金	287,029	202,506	215,241	271,307	294,883
補助金	0	500	2,000	2,000	2,000
長期前受金戻入	730,903	711,442	701,944	729,094	712,193
その他	16	4	27	—	65
特別利益	—	—	74,985	3	—
合計	1,787,355	1,690,640	1,748,672	1,783,830	1,806,656

1. 令和6年度決算状況

1.6 過去5年度の推移（収益的支出）

物価高の影響等により管渠費や処理場費が増加傾向にあります

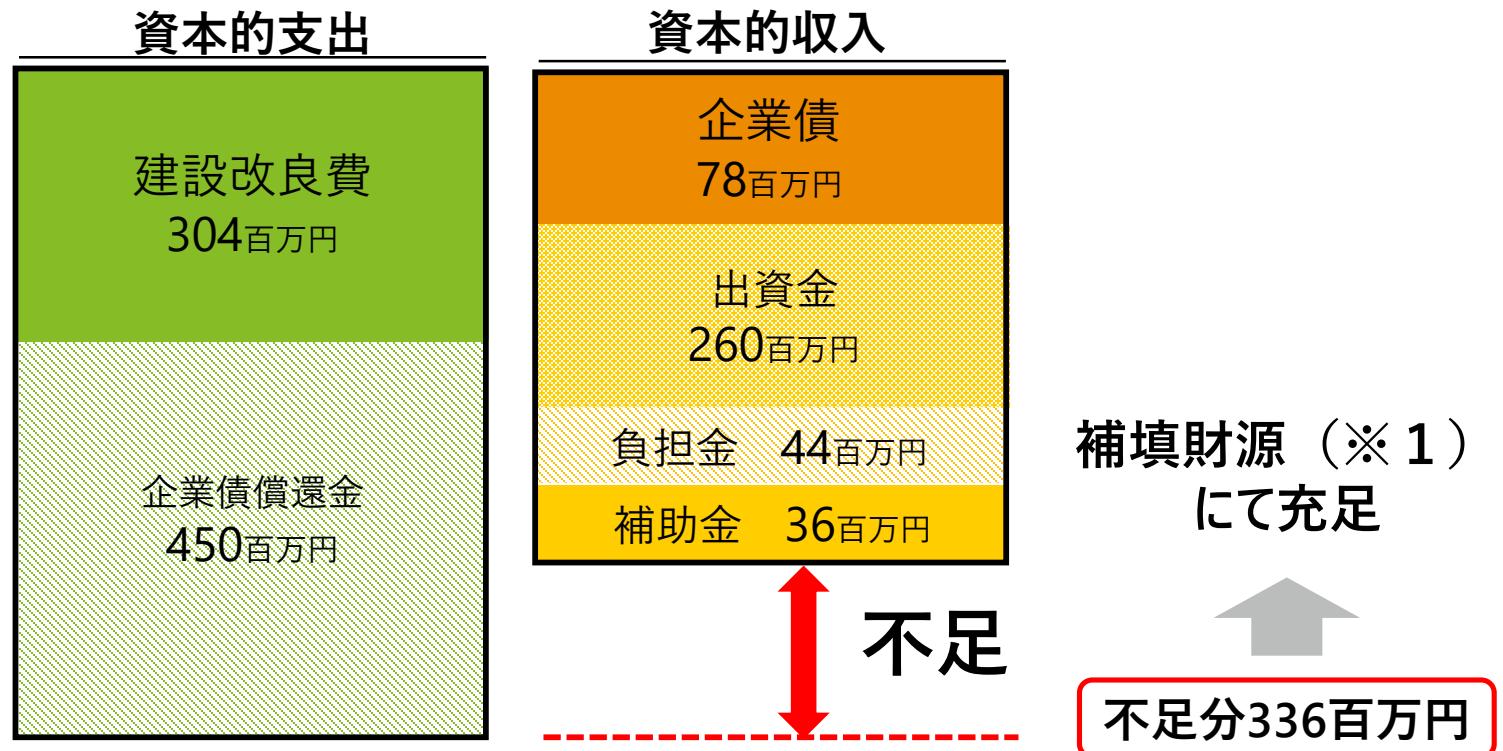
(単位：千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
営業費用	1,605,475	1,581,901	1,579,726	1,714,376	1,699,737
管渠費	59,053	59,577	71,145	83,898	84,556
ポンプ場費	18,531	17,854	21,668	20,111	21,709
処理場費	183,249	185,227	188,470	228,861	223,435
業務費・総係費	100,059	89,359	96,030	107,754	113,282
流域下水道維持管理負担金	257,144	259,572	229,776	261,367	265,376
減価償却費 (資産減耗費含む)	987,439	970,312	972,637	1,012,385	991,379
営業外費用	111,391	97,422	86,124	79,303	72,440
支払利息	108,499	94,761	82,745	72,415	63,911
雑支出	2,892	2,661	3,379	6,888	8,529
特別損失	—	—	105	14	—
合計	1,716,866	1,679,323	1,665,955	1,793,693	1,772,177

1. 令和6年度決算状況

1.7 資本的収支（令和6年度）

一般会計からの負担分として出資金260百万円の収入がありますが、それを考慮しても、資本的支出に対して、資本的収入は336百万円不足しています。不足分については、補填財源で補填しています



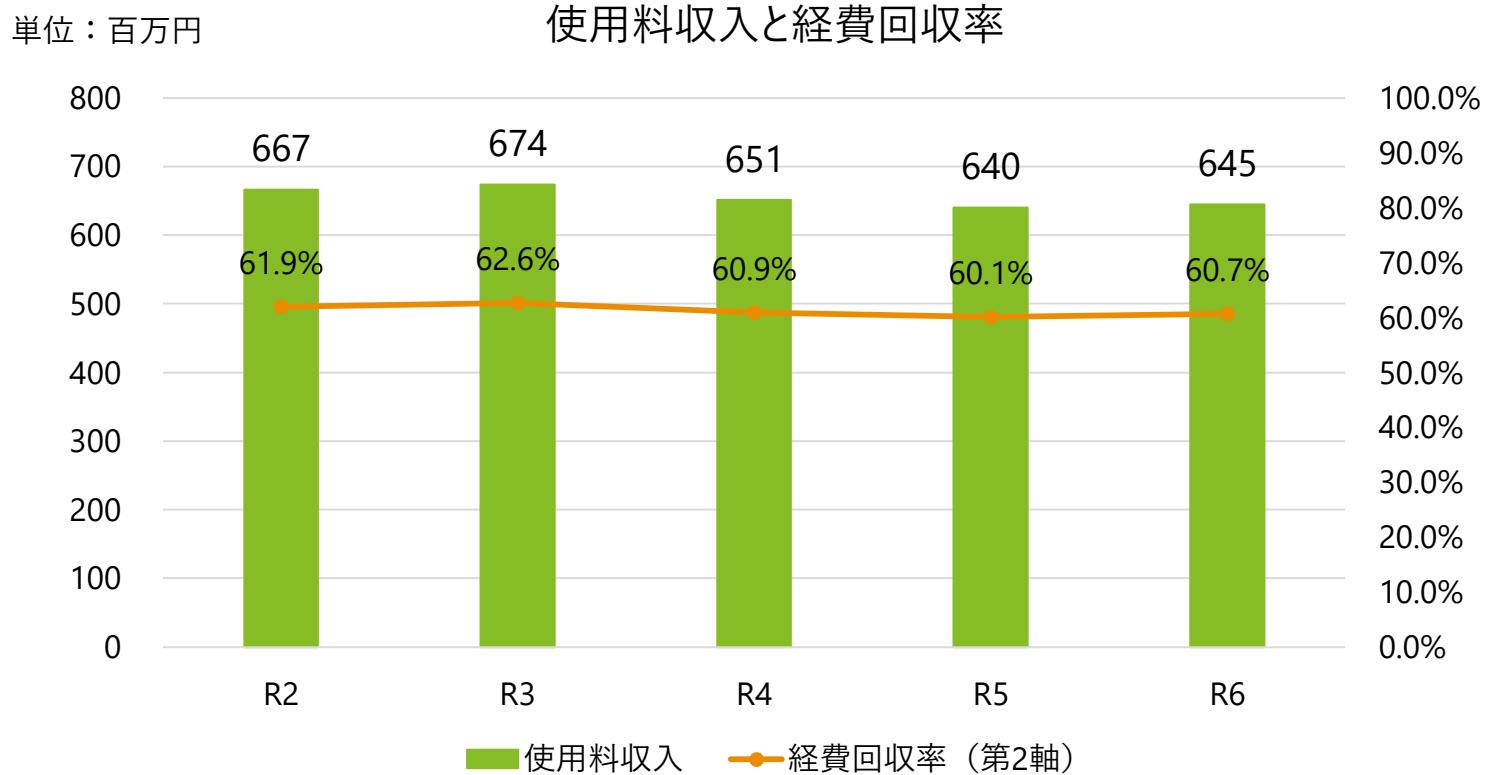
※1 ...過去の利益等の資金を留保しているもの

1. 令和6年度決算状況

1.8 過去5年間の推移（経費回収率）

通常、汚水処理にかかる費用は使用料収入で賄うべきであり、その場合「経費回収率100%」以上となります。

本市では、経費回収率100%を下回っており、一般会計の負担で賄っている状況であることから、前回の審議会では使用料改定について審議いただきました



2. 前回審議会の振り返り

2. 前回審議会の振り返り

2.1 審議会の流れ

前回までの審議会では、下水道事業の現状と分析、使用料改定についてご審議いただき、答申をいただきました。

令和5年度 第1回審議会

- 使用料改定の必要性
- 現状の説明（類似団体との比較）

第2回審議会

- 現在の投資計画に基づくシミュレーションの提示
- 投資財源・指標目標（使用料単価150円/m³、経費回収率100%）に必要な財源試算の提示

第3回審議会

- 使用料体系の提示

令和6年度 第1回審議会

- 答申書案の検討

2. 前回審議会の振り返り

2.2 下水道事業の経営状況 (2/3) (R5第1回審議会資料より)

○みよし市下水道事業の使用料体系

金額は2か月分、消費税別

★下水道等使用料 (2か月分)

基本料金	金額	排水量	金額
	1, 800 円		
超過料金	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	90 円/m ³	90 円/m ³
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	100 円/m ³	100 円/m ³
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	120 円/m ³	120 円/m ³
	200 m ³ を超え 600 m ³ まで	140 円/m ³	140 円/m ³
	600 m ³ を超えるもの	170 円/m ³	170 円/m ³

使用料体系の最後の改定（消費税以外）は平成15年度

2. 前回審議会の振り返り

2.3 使用料改定の必要性（R5第1回審議会資料より）

国土交通省公表

「社会资本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会资本整備総合交付金（下水道事業）

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする

- ・経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ**15年以上使用料改定を行っていない場合**



みよし市の使用料改定は平成15年であり、既に15年以上経過していることから、交付金を受け取るためには、使用料改定が必須である

2. 前回審議会の振り返り

2.4 類似団体との比較 (R5第1回審議会資料より)

①基本使用料、②従量使用料単価、③下水道使用料全体を類似団体と比較しました

①基本使用料の比較

✓ 基本使用料は2ヶ月あたり1,800円(税抜)で、基本水量を導入しているため、類似団体と比較すると高い水準です

②従量使用料単価の比較

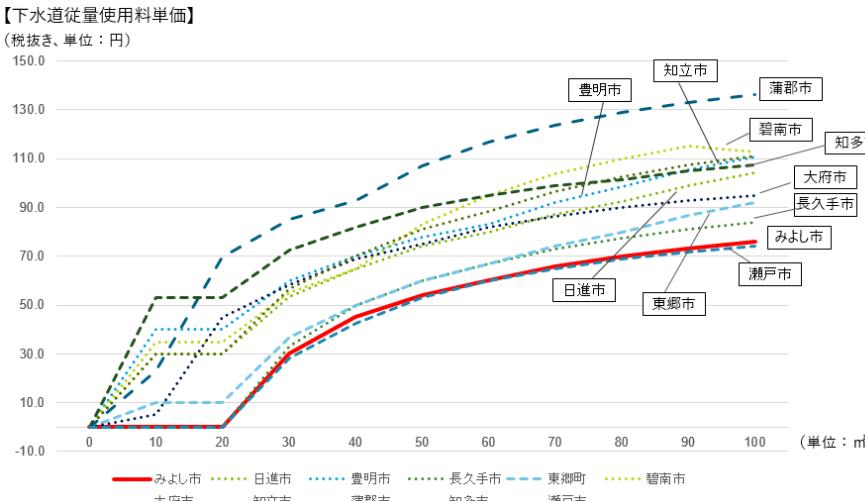
✓ どの使用水量区分においても、瀬戸市に次いで2番目に低い水準となっています

③下水道使用料全体※の比較

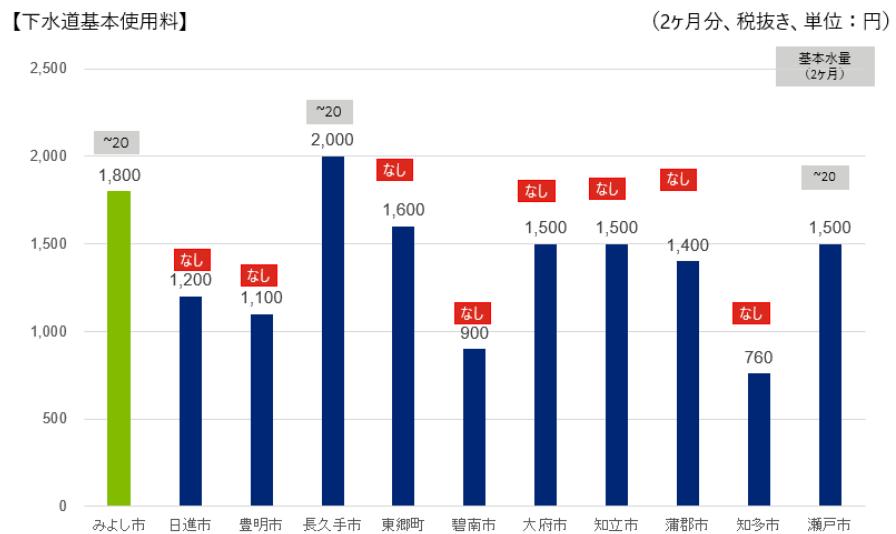
(※2ヶ月分の下水道使用料(税抜)の総額)

✓ 20m³以上では2番目に低い水準となり、使用水量が多くなるほど、類似団体の使用料との乖離が大きくなります

②

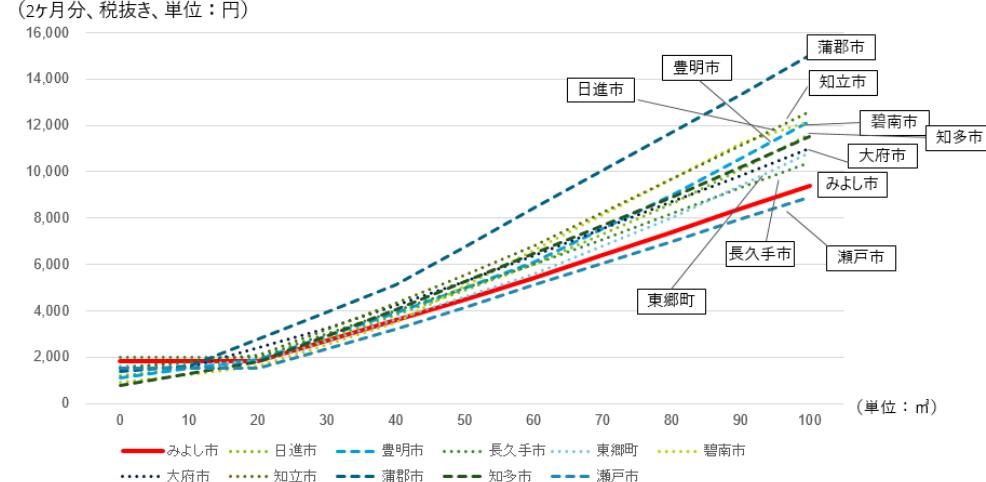


①【下水道基本使用料】



③

【下水道使用料の総額】



2. 前回審議会の振り返り

2.5 使用料改定の目標（R5第2回審議会資料より）

第2回の審議会では、使用料改定の目標及び改定率を決定しました

国からの要望

- ・汚水処理原価150円/ m^3 までは使用料で賄う必要がある（使用料単価150円/ m^3 ）
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップの提出（経費回収率100%）
- ・社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには使用料改定が必要である
(R7以降、使用料単価150円/ m^3 未満、かつ経費回収率80%未満、かつ15年以上使用料改定がない市町村は交付対象外)



**使用料単価150円/ m^3 、経費回収率100%を目標に
使用料改定を行う必要があります**

2. 前回審議会の振り返り

2.7 必要改定率（R5第2回審議会資料より）

みよし市では、使用料単価150円/m³、経費回収率100%を達成するには、**全体として約37%の改定が必要**であり、他団体事例においても段階的に改定する例が多くなっています

近年の使用料改定例

自治体名	改定内容		平均改定率 (初回改定前比)	改定後の目標 使用料単価
	基本料金（2ヶ月分）	従量料金（1m ³ あたり）		
知立市（1回目） R5(2023).4.1～	1,400円→1,500円	全区分で約30%値上げ	約26%	125円/m ³
知立市（2回目）	令和10(2028)年度に改定予定		約20(26)%	150円/m ³
春日井市（1回目） R3(2021).3.1～	850円→950円	各区分10～50円値上げ	約30%	130円/m ³
春日井市（2回目） R4(2022).3.1～	950円→1,100円	各区分10～20円値上げ	約15(20)%	150円/m ³
半田市（1回目） R5(2023).4.1～	900円→1,200円	各区分10～20円値上げ	約20%	137円/m ³
半田市（2回目）	令和8(2026)年度以降に改定予定		約10(11)%	150円/m ³

2. 前回審議会の振り返り

2.8 必要改定率（R5第2回審議会資料より）

使用料の改定は、経営戦略の計画期間である令和17(2035)年度までに、2回に分けて実施する予定です

使用料改定案（＝初回改定前比）

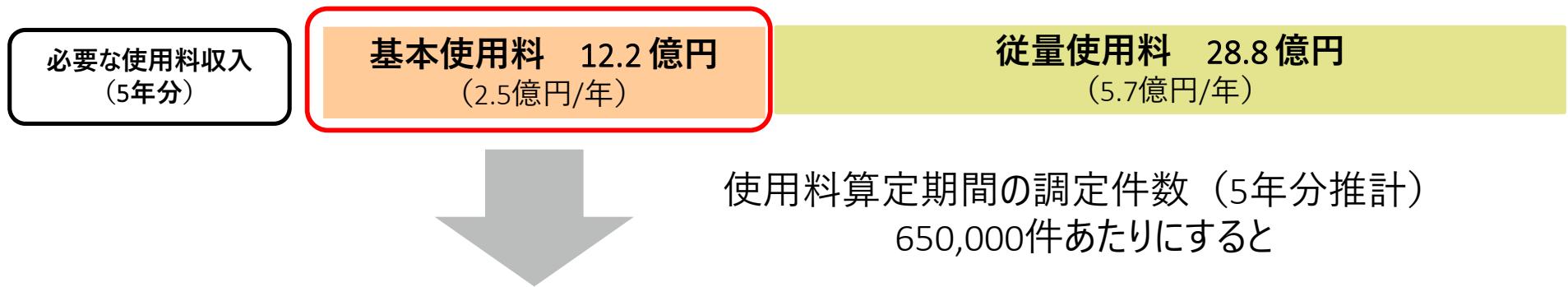
	第1回 R7(2025)年度予定	第2回 R12(2030)年度予定	第3回 R17(2035)年度予定
改定案①	10%	10%	17%
改定案②	5%	10%	22%
改定案③	20%	10%	7%
採用 改定案④	20%	17%	—

第2回の使用料改定につきましては、第1回の使用料改定の結果を反映し、「使用料単価150円/m³、経費回収率100%」の達成に不足する分の改定を予定しています

2. 前回審議会の振り返り

2.11 基本使用料について (R5第3回審議会資料より)

使用料算定期間において、基本使用料で賄うべき12.2億円分の使用料対象経費に
対して、必要な基本使用料単価は約1,877円であり、現状の1,800円では賄えない状
況となります



$$12.2\text{億円} \div 650,000\text{件} = 1,877\text{円}$$

現状の1,800円では、今後必要な基本使用料分を
賄うことができない状況です

2. 前回審議会の振り返り

2.12 使用料改定率の目標について (R5第3回審議会資料より)

第2回審議会で審議いただいたとおり、2回の改定で、経費回収率100%、使用料単価150円/ m^3 を目指して、改定率を決定しました

今回の審議会での改定目標

第1回改定【R7公共下水道】

経費回収率 85.0%

使用料単価 130円/ m^3

全体改定率 約20%

現状【R4公共下水道】

経費回収率 73.1%

使用料単価 109円/ m^3

第2回改定【R12公共下水道】予定

経費回収率 100.0%

使用料単価 150円/ m^3

全体改定率 約17%

2. 前回審議会の振り返り

2.13下水道使用料体系改定の検討方針（R5第3回審議会資料より）

改定案検討の前提

- ・従量使用料の徴収不足額が大きくなっている
- **従量使用料分の改定を中心**に検討する
- ・基本使用料は現状の水準が理論値をやや下回っている状況である
- **基本使用料を現状のままとする案と、理論値まで引き上げる案**を検討する
- ・第2回改定の使用料体系については、第1回の改定後の状況を見ながら
全体改定率17%前後を1つの目安として、改めて令和10(2028)年度以降に検討を行う
- 第2回改定の使用料体系については、今回の本審議会では検討対象外とする

検討項目	現 状	検討方針
①基本水量の設定	<u>基本水量として20m³までは、基本料として一律1,800円/2か月を設定している</u> 基本水量の範囲内では、使用水量の多寡に係わらず、使用料は定額としている	従量使用料の不足額が大きいことから、利用者に適切に使用分の負担をしてもらうために、 <u>基本水量を廃止する</u>
②従量使用料の区分の設定	0～20m ³ までは設定していない <u>20m³を超過した使用水量から、超過料として、使用水量に応じた5段階の水量区分を設定している</u>	<ul style="list-style-type: none">・基本水量制廃止に伴い、 <u>1m³から従量使用料を設定する</u>・使用者数が最も多い31～40m³の層に配慮し、 <u>水量区分を5段階から8段階又は9段階へ変更する</u>
③基本使用料の金額	基本使用料は1,800円であり、 <u>現状の基本使用料では、今後必要な基本使用料分を賄うことができない</u> 状況である	<ul style="list-style-type: none">・1,800円の現状維持の案のほかに、<u>基本使用料を1,900円（理論値1,877円の切り上げ）に引き上げる案</u>を検討する

2. 前回審議会の振り返り

2.14 使用料体系案について (R5第3回審議会資料より)

下記 3 つの案を中心に検討しました (改定率は1回目の使用料改定後)

改定案①

- 基本使用料：据置 (1,800円)
- 従量使用料：増加額10円～45円
- 全体改定率：改定率20.1%

改定案②

- 基本使用料：据置 (1,800円)
- 従量使用料：増加額10円～40円
- 全体改定率：改定率20.1%

改定案③

- 基本使用料：引き上げ (1,900円)
- 従量使用料：増加額10円～40円
- 全体改定率：改定率20.0%

採用

2. 前回審議会の振り返り

2.15 使用料体系案の比較 (R5第3回審議会資料より)

現行と3つの改定案は以下のとおりです

(金額は2か月分、消費税別)

採用

区分	現行	案①	案②	案③
基本使用料	1,800円	1,800円	1,800円	1,900円
従量使用料 (/m ³)	10m ³ まで	—	10円	10円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	—	20円	25円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	90円	110円	110円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	90円	115円	115円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	100円	130円	125円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	120円	150円	150円
	200m ³ を超え 600m ³ まで	140円	175円	170円
	600m ³ を超え 1,000m ³ まで	170円	210円	210円
	1,000m ³ を超えるもの	170円	215円	210円
				210円

2. 前回審議会の振り返り

2.16メリット・デメリットの比較（R5第3回審議会資料より）

	改定内容		メリット	デメリット
	基本使用料	従量使用料		
改定案①	据置	+ 10円～45円	・40m ³ 以下の層（1～3人世帯程度）の負担が小さい	・大口利用者（1万m ³ 以上の大事業所等）の負担が大きく、使用料収入が大口利用者の使用水量に大きく左右されるため、安定性がない ・大口利用者の増加率が高く、公平性に欠く
改定案②	据置	+ 10円～40円	・25m ³ 以下の層（1人世帯程度）の負担が小さい ・100m ³ 以上の層（事業所等）の負担が案①よりも小さい	・ボリュームゾーン（31～40m ³ 、2～3人世帯程度）の負担が他の案よりも大きい
採用 改定案③	+ 100円	+ 10円～40円	・ボリュームゾーン（31～40m ³ 、2～3人世帯）の負担が小さい ・100m ³ 以上の層（事業所等）の負担が他の案よりも小さい ・経営の安定化を図ることができる	・少量利用者（30m ³ 未満）の負担は、他の案よりも大きい

2. 前回審議会の振り返り

(参考) 2か月分の料金比較 (1/2)

(金額は2か月分、消費税別) 採用

区分	現行	体系案①	体系案②	体系案③
10m ³	1,800円	1,900円 (+5.5%)	1,900円 (+5.5%)	2,000円 (+10.0%)
20m ³	1,800円	2,100円 (+16.7%)	2,150円 (+19.4%)	2,200円 (+22.2%)
30m ³	2,700円	3,200円 (+18.5%)	3,250円 (+20.3%)	3,250円 (+20.3%)
40m ³	3,600円	4,300円 (+19.4%)	4,350円 (+20.8%)	4,300円 (+19.4%)
50m ³	4,500円	5,450円 (+21.1%)	5,500円 (+22.2%)	5,450円 (+21.1%)
60m ³	5,400円	6,600円 (+22.2%)	6,650円 (+23.1%)	6,600円 (+22.2%)
100m ³	9,400円	11,800円 (+25.5%)	11,650円 (+23.9%)	11,600円 (+23.4%)
200m ³	21,400円	26,800円 (+25.2%)	26,650円 (+24.5%)	26,100円 (+22.0%)
600m ³	77,400円	96,800円 (+25.1%)	94,650円 (+22.3%)	94,100円 (+21.6%)
1,000m ³	145,400円	180,800円 (+24.3%)	178,650円 (+22.8%)	176,100円 (+21.1%)
10,000m ³	1,675,400円	2,115,800円 (+26.3%)	2,068,650円 (+23.5%)	2,066,100円 (+23.3%)

2. 前回審議会の振り返り

(参考) 2か月分の料金比較 (2/2)

(金額は2か月分、消費税別) 採用

区分	現行	体系案①	体系案②	体系案③
10m ³	1,800円	1,900円 (+100円)	1,900円 (+100円)	2,000円 (+200円)
20m ³	1,800円	2,100円 (+300円)	2,150円 (+350円)	2,200円 (+400円)
30m ³	2,700円	3,200円 (+500円)	3,250円 (+550円)	3,250円 (+550円)
40m ³	3,600円	4,300円 (+700円)	4,350円 (+750円)	4,300円 (+700円)
50m ³	4,500円	5,450円 (+950円)	5,500円 (+1,000円)	5,450円 (+950円)
60m ³	5,400円	6,600円 (+1,200円)	6,650円 (+1,250円)	6,600円 (+1,200円)
100m ³	9,400円	11,800円 (+2,400円)	11,650円 (+2,250円)	11,600円 (+2,200円)
200m ³	21,400円	26,800円 (+5,400円)	26,650円 (+5,250円)	26,100円 (+4,700円)
600m ³	77,400円	96,800円 (+19,400円)	94,650円 (+17,250円)	94,100円 (+16,700円)
1,000m ³	145,400円	180,800円 (+35,400円)	178,650円 (+33,250円)	176,100円 (+30,700円)
10,000m ³	1,675,400円	2,115,800円 (+440,400円)	2,068,650円 (+393,250円)	2,066,100円 (+390,700円)

2. 前回審議会の振り返り

2.17 前回審議会の答申内容

表題	内容
下水道使用料改正の必要性	<ul style="list-style-type: none">・下水道使用料は20年間改定されておらず現行単価は国の基準を大きく下回り、一般会計からの繰入金に依存している・受益者負担の原則に基づき、経費回収率100%、使用料単価を150円/m³に引き上げるために、約37%の改定が必要である・市民への急激な負担増を避ける配慮も求められる
下水道使用料の改正について	<ul style="list-style-type: none">・改定は令和7年度と令和12年度の2段階で実施する・1回目は20%、2回目は17%とする・基本水量は廃止、従量使用料の区分は9段階に変更・2回目以降の改定の詳細は、令和10年度以降に検討する

3. 令和7年度使用料改定後の状況

3. 令和7年度使用料改定後の状況

3.1 使用料改定

前回の経営審議会で審議いただいたとおり、令和7年4月から使用料を改定しています。

区分	改定前	改定後
基本使用料	1,800円	1,900円
従量使用料 (/m ³)	10m ³ まで	10円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	20円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	90円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	105円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	115円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	100円
	200m ³ を超え 600m ³ まで	125円
	600m ³ を超え 1,000m ³ まで	145円
	1,000m ³ を超えるもの	140円
		170円

主な改定内容

- ・基本使用料の改定 (1,800円→1,900円)
- ・基本水量の撤廃
- ・従量使用料単価の改定
- ・従量使用料の区分を5段階から9段階へ変更

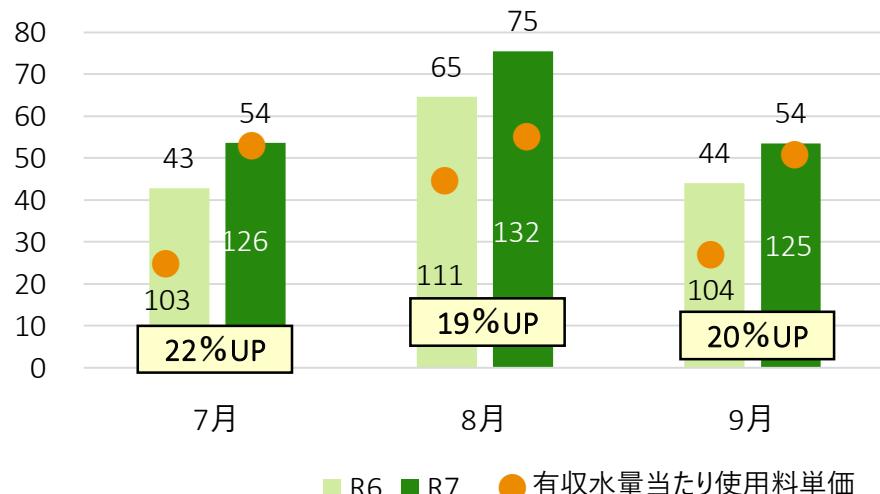
3. 令和7年度使用料改定後の状況

3.2 使用料改定後の収入

使用料収入は、改定後の使用料となった令和7年7月以降、順調に増加しています。有収水量あたりの使用料単価は、19～22%増加しており、当初の想定の20%改定率と同水準での増加となっています

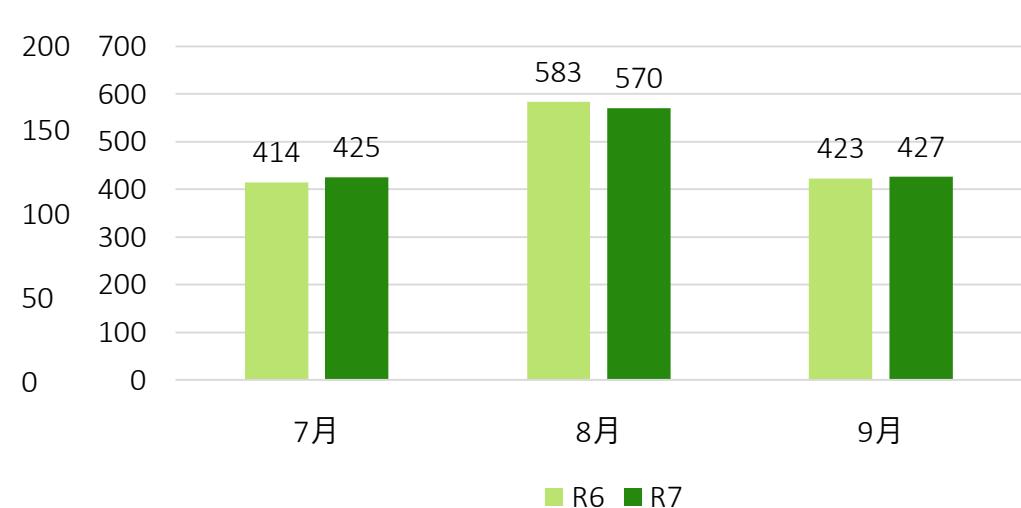
単位：百万円

使用料収入（前年同月比較）



単位：千m³

有収水量（前年同月比較）



使用料収入は、前年同期から増加

水量は、前年同月とほぼ同水準



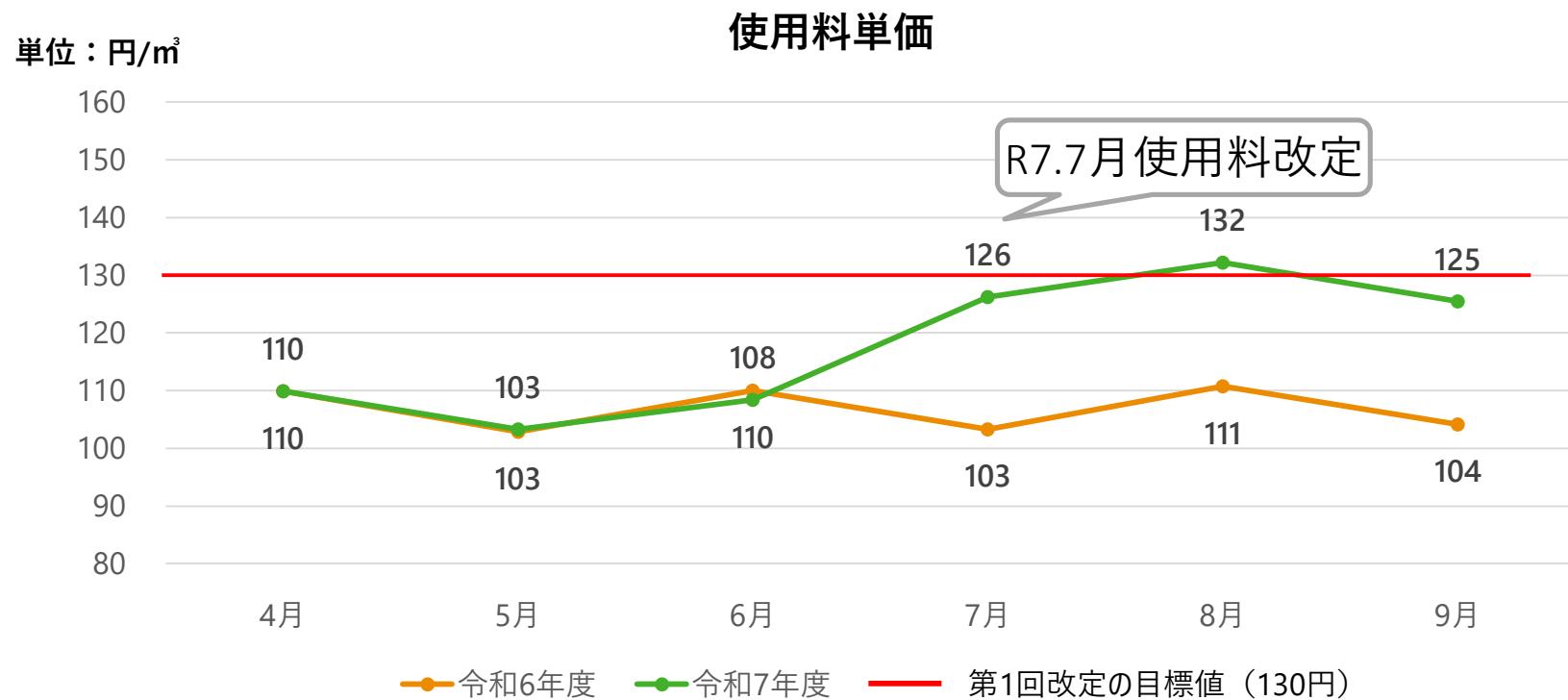
有収水量は変動がなく、値上げによる利用控えは見られない

3. 令和7年度使用料改定後の状況

3.3 使用料単価の推移

使用料単価は、使用料改定を行った令和7年7月以降、1回目の改定の目標であった130円に近い数字となっており、計画どおり進んでいます

※使用料単価：使用料収入÷有収水量（1m³あたりの使用料収入）



3. 令和7年度使用料改定の状況

3.4 下水道事業での取組の状況

経営戦略にて記載している下水道事業の経営に関する取組方針については、当初の計画どおり順調に進捗しています

下水道事業での取組方針

使用料の適正化

使用料単価の上昇により経費回収率の向上を進める

広域化・共同化の促進

農業集落排水事業とコミュニティプラント事業について、公共下水道事業への接続を進める

下水道施設の適切な維持管理

ストックマネジメント計画に基づいた、予防保全型維持管理に努める



現状報告

R7年4月より使用料改定

前回の経営審議会で審議いただいたとおり、R7.4月より使用料を改定しています

R17までに接続完了予定

R17までに公共下水道に接続し、すべての処理場について、廃止する予定です

ストマネ計画に基づいて実施

R6も、ストマネ計画に基づき、中継ポンプ場施設の更新・改築工事を実施しています。

用語解説

用語名		説明
あ	汚水処理費	維持管理費や支払利息など汚水処理に要する費用から基準内繰入金を除いた費用をいいます。
か	繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金を意味し、総務省の定める基準に基づくかによって、基準内繰入金と基準外繰入金に区別されます。一般会計側からみたときは、「繰出金」と呼びます。
	経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する、中長期的な経営の基本計画をいいます。
	経費回収率	使用料収入により汚水処理費を賄えているかを判断する指標になり、算出式は次のとおりです。 使用料収入／汚水処理費用（基準内繰入金などの公費負担分を除く費用） ×100（%）
	公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために、市町村が管理する下水道をいいます。なお、汚水と雨水を別々の管きょに集めて排除する方式を分流式、同一の管きょで排除する方式を合流式といい、分流式の方が、公共用水域の水質保全効果が高くなります。みよし市では分流式を採用しています。
	コミュニティプラント	地域のニーズに応じて、設置される「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置する小規模な下水道処理施設のことをいいます。団地や集落等定住地域を中心に整備されています。

用語名		説明
さ	従量使用料	使用料のうち、排水量に応じて負担する料金のことをいいます。
	処理区域内人口	下水道が整備された区域に住んでいる人口をいいます。
	水洗化人口	処理区域内において、実際に公共下水道や農業集落排水等に接続して汚水を処理している人口をいいます。
	水洗化率（接続率）	現在処理区域内人口のうち、公共下水道や農業集落排水に接続して汚水を処理している人口の割合を表した指標になります。最終的には100%になっていることが望ましく、算出式は次のとおりです。 $\text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100 \text{ (%)}$
	ストックマネジメント	施設又は設備の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効利用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称です。
な	農業集落排水	農業集落の自然環境の保全と生活環境の整備を図ることを目的とし、農業集落家庭の汚水を下水管に流し、浄化センターで処理することをいいます。
や	有収水量	使用料徴収の対象となる水量のことをいいます。
ら	流域下水道	2以上の市町村から下水を受けて処理するための下水道で、下水を最終的に処理するための終末処理場と管きよから構成されます。